

外国人登録証明書（平成 24 年 7 月 8 日までに手続き、または交付されたもの）の取り扱い

○外国人登録証明書とは

平成 24 年 7 月 9 日に廃止された、外国人登録制度に基づいてつくられたカードです。平成 24 年 7 月 9 日以降一定の期間は引き続き使用できます。

○外国人登録証明書を使用できる有効期限

現在お持ちの外国人登録証明書を使うことができるのは、下の表に書いてある日までになりますので、それまでに新しいカード（特別永住者証明書）の交付申請をしてください。

| | 16歳以上 | | 16歳未満 | 手続きの場所 |
|---------|-----------------------------|----------------|---------|--|
| 特別永住者の方 | 外国人登録証明書の有効期限が2015年7月8日よりも前 | ⇒2015年7月8日 | 16歳の誕生日 | 西宮市役所本庁舎またはお近くの支所（アクタ西宮ステーション、サービスセンターは除く） |
| | 外国人登録証明書の有効期限が2015年7月8日より後 | ⇒外国人登録証明書の有効期限 | | |

※ 外国人登録証明書の有効期限⇒お持ちの外国人登録証明書の表面に書いてある次回確認（切替）申請期間の最初の日のことです。

○変更に必要なもの

新しいカードに変更するときに必要なものは以下の3点です。

- ①外国人登録証明書
- ②有効なパスポート
- ③写真1枚（3か月以内に撮影した、たて4センチ、よこ3センチのもの）

○代理人による申請

申請できる方は、原則本人です。ただし、16歳以上の同一世帯の親族の方は、本人からの依頼があれば、代わって代理申請することができます。なお、その際には代理人の方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）も必要となります。

※上記以外で手続きに来られない場合は、西宮市役所本庁舎またはお近くの支所までお問い合わせください。

※アクタ西宮ステーション、サービスセンターでは上記の全ての手続きができません。

問い合わせ先

| | |
|----------------------------|--------------|
| 西宮市役所市民第2課 | 0798-35-3104 |
| 鳴尾支所：鳴尾町3丁目5-14 | 0798-47-0101 |
| 瓦木支所：瓦林町8-1 | 0798-67-5132 |
| 甲東支所：甲東園3丁目2-29 アプリ甲東3階 | 0798-51-2681 |
| 塩瀬支所：名塩新町1 塩瀬センター1階 | 0797-61-0521 |
| 山口支所：山口町下山口4丁目1-8 山口センター1階 | 078-904-0395 |